

(1)

(社)滋賀県建築士会建築物耐震判定評価委員会運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月25日法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）の趣旨に基づき、建築物の構造耐力に関し、申込者（公共・民間を問わない。）が作成した耐震診断・耐震補強計画等の報告書に対し、審査、判定、補強設計に対する助言、提案等を行い、技術の向上、建築物の防災の推進に寄与することを目的とし、社団法人滋賀県建築士会（以下「本会」という）内に「(社)滋賀県建築士会建築物耐震判定評価委員会（以下「判定評価委員会」という。）」を設置する。

(業務)

第2条 判定評価委員会は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 建築物の耐震診断報告書の審査、判定
- (2) 建築物の耐震補強計画案の審査、判定
- (3) 建築物の耐震補強設計工法に対する助言、提案
- (4) その他、耐震改修促進法の趣旨に基づき判定評価委員会が必要と認める業務

(業務に係る審査・判定等の基準)

第3条 建築物の耐震性の審査および判定等は、耐震改修促進法によるものおよびその他国土交通省、文部科学省等の関連機関において定められた関連基準・方法に基づいて行う。

第2章 委員

(判定評価委員)

第4条 判定評価委員会は、学識経験者、行政機関職員、有識者、実務経験者および本会会長で構成する。

2 判定評価委員会の委員は、20名以内とし本会の会長が委嘱する。

(判定評価委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により委嘱された委員の任期は、前任者または委員の残任期間とする。

第3章 役員等

(役員)

第6条 判定評価委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) コーディネーター 1名

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出し、コーディネーターは委員長が指名する。

(役員職務)

第7条 委員長は、判定評価委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 コーディネーターは、判定評価委員会の円滑な運営を図るため、判定評価会議と審査検討会議の調整を図る。

(専門員)

第8条 判定評価委員会に、専門員を置くことができる。

- 2 専門員は、会長の推薦を得て委員長が委嘱する。
- 3 専門員は、判定評価会議および審査検討会議に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第4章 組織

(会議の種類)

第9条 判定評価委員会の会議は、判定評価会議および審査検討会議とする。

第4章の1 判定評価会議

(判定評価会議の構成)

第10条 判定評価会議は、判定評価委員会の委員のうち、委員長、副委員長を含めた5名以上で構成する。

- 2 判定評価会議の委員は、建築構造専門家である学識経験者、有識者、行政関係職員および本会会長のいずれかに該当しなければならない。

(判定評価会議の業務)

第11条 判定評価会議は、この要綱に定めるもののほか、次の業務を行う。

- (1) 審査検討会議の報告を踏まえ、第2条に定める業務を行なうとともに、耐震診断・判定評価書等の作成
- (2) その他判定評価委員会の運営に関する事項

(判定評価会議の運営)

第12条 判定評価会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 判定評価会議は、建築構造専門家である学識経験者複数を含む5名以上の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要に応じて判定評価会議に審査検討会議の委員を招集することができる。

第4章の2 審査検討会議

(審査検討会議の構成)

第13条 審査検討会議の委員は、判定評価委員会委員のうち、判定評価会議が認めた委員で構成する。

ただし、判定評価会議の委員を兼務できない。

- 2 審査検討会議の委員は、構造設計一級建築士の有資格者とする。

(審査検討会議の業務)

第14条 審査検討会議は、次の業務を行う。

- (1) 第2条に定める業務に伴う審査、検討および助言・提案等
 - (2) その他判定評価会議が必要と認める事項
- 2 審査検討会議は業務を遂行するにあたって、必要に応じて申込者に説明および資料の提出を求めることが出来る。

(審査検討会議の運営)

第15条 審査検討会議は、1業務を行うにあたり、コーディネーターが指名した3名以上の委員で、代表委員を置き業務を行うものとする。

- 2 代表委員は、判定評価会議に出席し、審査検討会議の業務の報告をしなければならない。

第5章 雑則

(守秘義務)

第16条 判定評価委員会の委員は、業務に関して知り得た資料、知識等を三者に漏洩、公表または活用してはならない。

(事務局)

第17条 判定評価委員会の事務を処理するため、事務局を本会の事務局に置く。

- 2 事務局に関することは、委員長が別に定める。

(議事録)

第18条 判定評価会議は議事録を作成し、事務局は審査、判定資料とともにこれを15年間保管する。

(経費の支弁)

第 19 条 この要綱による業務等に要する経費は、申込者により支払われる建築物耐震診断判定評価手数料（以下「手数料」という）の収入により支弁することを原則とする。
なお、手数料は別に定める。

(会計)

第 20 条 手数料の請求、受領およびその他の必要な会計事務は、事務局が行う。

(要綱の変更)

第 21 条 この要綱を変更しようとするときは、判定評価会議で協議し本会理事会の承認を得る。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、判定評価委員会の運営について必要な事項は、本会が別に定める。

付則

この要綱は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。